

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市緑化推進会議
- 2 開催日時 令和元年8月29日(木)13時30分から15時00分まで
- 3 開催場所 本庁舎6階 会議室602
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委 員 稲石将人, 飛田幸雄, 小田倉康家, 須田順子, 星野正美, 清野崇, 安昌美, 坂本輝夫, 沼田佳三, 佐藤美津子, 榊原恵子, 小島孝文, 中庭次男, 大津亮一
 - (2) 執行機関 高橋涼, 上田航, 菅本智克, 小澤翔平
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1) 新規保存樹の指定について(公開)
 - (2) その他市報告事項(公開)
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数(公開した場合に限る) 0人
- 8 会議資料の名称
 - (1) 【資料1】 水戸市緑化推進会議 会議次第
 - (2) 【資料2】 新規保存樹の指定について
 - (3) 【資料3】 水戸市緑の基本計画の一部改正について
 - (4) 【資料4】 水戸市緑の基本計画(2019改正版)

9 発言の内容

執行機関

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより水戸市緑化推進会議を開催いたします。

本日の司会進行を担当いたします、私、公園緑地課緑化係長の菅本と申します。どうぞよろしく願いいたします。

まず、お配りしております本日の資料を確認させていただきます。

お手元の資料を御確認ください。

まず、本日の「会議次第」、次に議題1号「新規保存樹の指定について」、次に「水戸市緑の基本計画の一部改正について」、最後に「水戸市緑の基本計画(2019改正版)」、以上の資料を配布させていただいております。

もし資料が不足していた場合は、事務局までお申し付けください。

なお、本日の会議の進行につきましては、会議次第に沿って進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、会議の開催に当たりまして、市を代表して、都市計画部部長高橋より御挨拶申し上げます。

(都市計画部長より挨拶)

執行機関

ありがとうございました。

続きまして、今回、一部委員の変更がありましたので改めて委員の御紹介をさせていただきます。

紹介の後、それぞれ一言ずつ御挨拶をいただきたいと思います。

(各委員の紹介)

執行機関

ありがとうございました。

____委員、____委員、____委員、____委員、____委員、____委員は本日、都合により欠席されております。

なお、委員の任期につきましては、令和2年8月31日までとなりますのでよろしく願いいたします。

次に、事務局の職員を紹介させていただきます。

(事務局の紹介)

本日の会議の出席者は8名で、委員14名のうち2分の1以上が出席しておりますので、水戸市緑化推進会議条例第6条第2項により、本会議が成立すること

を御報告申し上げます。

なお、本日の水戸市緑化推進会議は「水戸市附属機関の公開に関する規程」に基づき公開とさせていただきますので御承知おき下さい。

また、同規程第7条により会議録を作成することとなっており、附属機関が指定する2名以上の署名を得ることとなっております。後程、議長により署名人2名を選出していただきたいと思っております。

それではこれからの議事進行につきましては、「水戸市緑化推進会議条例」第6条に基づき、緑化推進会議会長が行うこととなりますので、____会長に、議長として議事の進行をお願いします。

議長

それでは、まず初めに、附属機関公開の制度により、会議録を公表していくということなので、会議録に署名を行う署名人2名を指名させていただきます。それでは____委員及び____委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議長

ありがとうございます。それではよろしく願いいたします。

それでは、お手元の会議次第に沿って議事を進めさせていただきます。まず、議題1「新規保存樹の指定について」、審議を始める前に、これに関連して事務局より報告がありますので、お願いします。

執行機関

水戸市では市内において、健全で、かつ、樹容が美観風致上特に優れている樹木を、保存樹として指定させていただいており、現在、市で指定した保存樹は180本ございます。

保存樹指定の流れとしましては、樹木の所有者や近隣住民のかたから保存樹指定の推薦をいただくことで、保存樹指定候補の樹木を選出し、前回の緑化推進会議において設置を承認していただいた保存樹・記念樹小委員会で現地調査を行い、その結果を緑化推進会議で審査し、保存樹の指定を行うこととなります。

今回、保存樹指定の推薦につきましては、見川町、____様宅のハナミズキ1本を____様本人より、牛伏町、十二所神社のシイ1本を氏子総代である____様より、塩崎町、____様宅のクスノキ1本を____様本人より推薦いただきました。

また、去る7月31日にこれらの3箇所計3件の樹木の現地調査を行うために保存樹・記念樹小委員会を開催し、委員長及び副委員長につきましては、委員長に委員、副委員長に____委員を選任いたしましたので御報告いたします。

議長

ありがとうございました。

それでは、議事を進めさせていただきます。議題1「新規保存樹の指定について」ですが、ただいま事務局から報告がありましたように、7月31日に保存樹・記念樹小委員会が開催されました。その内容について、小委員会委員で樹木医であります____委員から報告させていただきます。____委員よろしくお願ひします。

____委員

それでは、報告させていただきます。小委員会において、新規指定の保存樹について3箇所、3件の候補樹木について現地調査及び協議をいたしました。お手元にお配りしております「新規保存樹の指定について」という資料を御覧ください。

まず1件目、見川町の____様の自宅敷地にあるハナミズキの木になります。樹高は約6メートル、幹周は、これは株立ちなのですが、合計すると約1.2メートルでした。この木は今回で3度目の審査であり、写真を御覧いただくとお分かりだと思っておりますが、枝が道路を覆うように越境しているうえに、越境部分をせん定しなければいけないという植栽環境に置かれております。その点で、(せん定すると樹容が崩れることから)「樹容が美観風致上特に優れていること」という基準を満たさないとの判断から、過去2回の審査では指定を見送ってきました。今回、____様より越境部分をせん定した状態で審査してほしいとの希望を受け、現地調査をしてまいりましたが、やはり樹形が維持されているとは言えず、植栽環境の悪い中で将来的に保存樹としての美観を維持することは困難であると判断しました。よって、今回の指定は見送らせていただくということになりました。

次に2件目、____様が氏子総代を務める牛伏町214、十二所神社の敷地内にあるシイの木になります。スダジイかと思われます。樹高は約20メートル、幹周は4.7メートルでした。樹高及び幹周については、保存樹の指定基準に適合しております。幹が枯損しており枝の一部が生き残っているような状態で、理想的な樹形とは言い難いのですけれども、神社の御神木として150年以上前から地元住民に親しまれてきたという経緯を踏まえたうえで、現在の状態でも適切に管理を行うことで保存樹としての維持は可能であると判断し、保存樹として指定するのにふさわしい樹木だろうという結論になりました。

次に3件目、____様の自宅敷地にあるクスノキの木になります。樹高は約30メートル、幹周は3メートルでした。保存樹の指定基準に適合しており、現地調査の結果、幹の成長の程度からも保存樹として指定するのにふさわしい樹木だろうということになりました。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

以上、小委員会の報告内容、事務局資料について何か御質問、御意見等ございますか。

特に一件目、____様のハナミズキについては、保存樹として難しいというお話でしたけれども、これについて何かございませんか。

____委員

これは、越境しているから保存樹としては適さないということでしょうか。越境している部分は適宜せん定していけばよいのではないですか。

____委員

越境している部分だけをせん定しても、このハナミズキはこれからも成長しますから、この先全体の樹形がどどんいびつになっていってしまうことが予想されます。

それと、常に道路に越境し、電線に架かっているような樹を保存樹として認めるのはどうなのだろうか、という疑問はどうしても生まれてしまいます。

____委員

保存樹に指定するにあたり、何か基準はあるのですか。

執行機関

お配りしている資料「議題1号」の中に、「水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例施行規則」がありまして、その第2条にて示させていただいております。

議長

その前に、同条例で「市民に親しまれ、又は美観風致を維持するため保存することが必要な樹木」ということがあります。

ですので、仮に樹高や幹周などの基準を超えていても、美観風致を損なってい

るような樹木は指定できないと考えております。

___委員

また、これまでに指定された保存樹と比較しても、今回のハナミズキは若すぎる。保存樹というのはもっと、古くから残っている貴重な樹木に対して指定すべきだとおもいます。

もちろん、このハナミズキも、持ち主のかたの大切にしたいという思いがある樹でしょうし、きっと花が咲くととても綺麗に映え、ますます大切にされているのだと思います。ですが、保存樹の指定となると、少し次元が変わってくるのかなど。

___委員

一つお尋ねしたいのですが、保存樹に指定されるとどうなるのですか。指定した後のことについてお聞きしたいです。

執行機関

保存樹に指定されると、維持管理にお役立ていただく目的で、一本につき年間3,000円の奨励金が支払われます。

議長

他に質問・御意見等はございますか。

それでは、質問等もないようですので、小委員会の報告どおり、2件を保存樹として新規指定することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議長

異議なしとの声がありましたので、議題1号は承認されました。

続きまして、その他「市からの報告事項」に入りたいと思います。それでは、事務局より「市からの報告事項」の報告をお願いします。

執行機関

それでは、事務局より「水戸市緑の基本計画」の一部改正についての御報告と、千波公園におけるパーク PFI の現況について御報告させていただきます。お手元の「水戸市緑の基本計画の一部改正について」という資料を御覧ください。

水戸市緑の基本計画は、緑とオープンスペースに関する総合的な計画として、平成29年3月に策定いたしました。本市では本計画に基づき、緑地の保全と緑

化の推進に取り組んでいるところでございます。

そのような中、平成 29 年 6 月 15 日付けで「都市緑地法等の一部を改正する法律」及び「都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」が施行されました。この改正等により、民間の活力を生かした緑・オープンスペースの整備・保全・活用を効果的に推進できるよう、「市民緑地設置管理計画の認定制度」と「公募対象公園施設の公募設置管理制度」が創設されました。

これを受けまして、今年一月に開催されました前緑化推進会議におきまして、水戸市緑の基本計画の一部改正について、委員の皆様には議論していただきました。その際議論した内容を踏まえて計画を改正することとして、この会議では承認されましたが、今年の五月に「水戸市緑の基本計画（2019 改正版）」として策定させていただきましたことを御報告いたします。

改正内容としましては、大きく分けて二つございます。一つは、市民緑地設置管理計画の認定制度の導入です。こちらは、使い道のなくなった民有の空き地などを活用し、NPO 法人や企業等の民間が公開緑地の設置管理を行う制度で、近年増加傾向にある民間の未利用地を有効活用しながら、市民が気軽に利用可能な公園的な空間整備を推進できるため、緑の基本計画を改正し、本制度を位置付けました。

二つ目は、公募対象公園施設の公募設置管理制度の導入です。これがいわゆるパーク PFI と呼ばれるものでございまして、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う民間事業者を、公募により選定する制度です。本市ではこの制度を計画に位置付け、民間活力の導入について、積極的に検討することとしました。パーク PFI につきましては、現在千波公園にて導入を検討しているところでございますので、ここでその現況を御報告させていただきます。

今見ていただいている資料の 4 枚目、「千波公園における公募設置管理制度（パーク PFI）について」という資料を御覧ください。こちらにパーク PFI の概要を載せさせていただきました。本市では、先般、レイクサイドボウル跡地の用地取得に成功しましたことから、レイクサイドボウル跡地、消防学校跡地、せせらぎ広場、西の谷の 4 区域を含めた千波公園を検討の対象としております。現在はパーク PFI の前段階として、民間事業者と対話しながら公園整備のアイデアを募る、マーケットサウンディング調査に着手しているところでございます。

今後のスケジュールとしましては、こちらのマーケットサウンディング調査を行ったうえで、年度内に公募指針の作成を行いまして、2020 年度以降、事業者を公募し、再来年度に運営を開始することを目指しております。多くの事業者

から市場性や実現可能性、施設整備のアイデアを提案いただき、市の重要観光拠点として、憩いの空間を築いていきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、水戸市緑の基本計画の一部改正についての御報告及び千波公園におけるパーク PFI の現況について御報告させていただきました。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局より報告のありました、「市からの報告事項」について、御意見、御質問等ございましたら、お願いします。

___委員

資料のスケジュールを見ると、8月20日に事前説明および現地見学会を行ったとのことなのですが、どれくらいの申込みがあったのか、状況を教えていただけますか。

執行機関

説明いたします。まず、事前説明および現地見学会に来られた企業は14社です。当日2社欠席ということで最初は16社でした。

___委員

申込みのあった企業はどのような企業なのか。

執行機関

企業名は申し上げることはできないのですが、主に飲食物販、その他もろもろを主としているようなかたがたがお見えになりました。

___委員

水戸市では先日、レイクサイドボウル跡地を6億円ほどで購入したと思うのですが、あそこに企業を誘致して、そこで誘致企業ににぎわいの創出につながることをやってもらうということなのでしょうか。

執行機関

いえ、まだその段階には至っておりません。8月20日に行ったのは、あくまでも千波公園でそういったパーク PFI 等をやっていきたいということを示したこと、その現場見学会を行ったということだけです。お手持ちの資料の最後のページに、千波公園区域図という資料があると思うのですが、ここで示したよう

に千波公園を区域で区切って、この区域をパーク PFI を実行する場所の目安として考えていただいています。ただ、基本的には千波公園全体どこでも対象としてみただいて構わないので、事業者様にはこの区域に限らず、千波公園全体ということで、もしそういったアイデアや意志があるのであれば今後、スケジュール表の下から2番目、令和元年9月24日(火)、25日(水)、26日(木)に「個別対話の実施」とありますので、このなかで、事業者様としては「ここでやりたい」という案が出てくると思うのです。ただ、今の段階ではそこまでは至っていない、ということです。

委員

先ほどの説明にありました資料の区域を見ると、消防学校跡地がパーク PFI の対象区域になっています。しかし、個々の駐車場はボランティア活動の時などでよく止めたり、イベントなどがあるときは臨時の駐車場として使ったりすることができて、とても便利な駐車場として使わせていただいているんですけども、ここがパーク PFI によってなくなってしまう場合には、そういった使い方ができなくなって、とても不便になってしまうと思うんです。そういったところも踏まえたうえで対象区域にしているのでしょうか。

執行機関

もちろん、市としてもここが駐車場として広く使われているという認識はございます。これはあくまでも事業者様に「千波公園でこういったことをやれば賑わいが生まれるのか」ということを考えていただくだけのもので、例えば消防学校跡地を活用しますというアイデアが出れば、では駐車場はどうするのかという話はもちろん出てきますし、そうなれば、例えば駐車場機能を別の場所に新たに設ける、土地の一部を駐車場として残すなど、そういった解決策も含めて事業者様がこういった考えを持っているのか、ということをお聞きする。それを水戸市側が受け入れられるのかどうかということも含めて検討していきたいというところがございます。まずは事業者様にお話を伺ってみる、ということです。

委員

駐車場を移設するとなると、例えばレイクサイドボウル跡地だとか、西の谷だとか、そういったところにしか新たに作れないと思うのですが、どちらも公園の端だったり離れていたりしていて、お年寄りのかたなどはなかなか大変になってしまうと思います。そういった思いもありまして、質問してみました。

議長

資料では4つの区域を示していますが、これらの区域で関連性を持たせるということですか。

執行機関

全てのエリアで事業を行うわけではなくて、水戸市として、(パーク PFI の対象として) 可能性があるのはこの辺りではないかという段階なんですね。たとえば、私どものほうではふれあい広場は年間を通して多くのイベントが行われるという理由でエリアには含めませんでした。事業者様の中にはここでこそやりたいというかたもいらっしゃるかもしれない。まずは、千波公園でどういうことができますか、というお話を伺っている段階でございます。

___委員

購入したレイクサイドボウル跡地で、例えばホテルを建てたい、というような話があがってきたとき、水戸市としてはそれを認めるのでしょうか。どういったラインまでの提案を認めるのか、基準はありますか。

執行機関

基準は今のところないです。あくまで、事業者様がどういったことをやれば千波公園でうまくやっていけるかというお話を聞きたいという段階なので、それが可か不可かということは今後事業者様にお話を聞いたうえでまとめていきたい、というところでございます。

議長

提案が通るか通らないかは、各事業者から話を聞いたうえで最終的に水戸市が判断する、ということですね。

執行機関

そうです。

___委員

せっかく税金を6億円も使って購入した土地に民間のホテルが建ってしまった、ということではなかなか市民の理解も得られないと思うので、その辺りは今後よく考えて執行していただきたいと思います。

執行機関

もちろんでございます。仮にレイクサイドボウル跡地にそういった提案が出

てきたとして、市側としても景観などに配慮していかなければいけません。市民、観光客、さまざまに配慮する方向はありますが、まずは民間の事業者様のお話をお聞きしたい、それから検討していきたい、そういうことでございます。

補足しますが、今は提案を求めている段階ではなく、あくまで、どんなことを考えていますか、どういう条件だったら事業者として参入したいと思いませんか、ということについて対話をしていこうとしている段階です。公募をして提案してもらおう、というのはその後の作業になります。

スケジュールには8月末から提案書の受付とありますが、具体的な資料を求めるものではなく、あくまでざっくりとした案をお聞きするレベルのものです。それから水戸市のほうで、それらの内容を参考に公募指針を作成していく。ここにこういったものを建ててほしい、という具体的な指針を水戸市で作って、それに対して事業者様から指針に沿って本格的に作成した提案書を作成して応募してくる、という形になります。

議長

スケジュールには10月に提案結果を取りまとめて公表する、とありますが、この段階では水戸市でこういったものを募集するかある程度方向性が決まっているとみてよいですか。

執行機関

いいえ、これはいただいた提案結果を何の評価もせずに公表するだけです。あくまでこういった提案がありました、ということを示すものです。水戸市が指針を作成するのはその後の作業です。公表内容も、各事業者様のノウハウは事業者様の財産ですので、それをオフィシャルに公表することはできない。よって、とても簡易的な公開になります。例えば「レストランを作りたいという提案がありました」程度の公開になるかと思えます。

委員

この公表は、こういった形での公表になりますか。

執行機関

ホームページでの公開になります。

委員

市報には載せないのですか。市民の全員がホームページを見られるわけではないと思うのですが。

執行機関

今回の公表は「こういう提案がありました」という簡素なものなので、市報に載せるレベルではないと考えています。もちろん、今後方針が定まって何が作られるか決まるようなときには、ホームページだけでなく多くの媒体で広報する必要があると思います。

議長

ありがとうございました。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

以上で水戸市緑化推進会議を終了いたします。これで事務局へお返しいたします。

執行機関

____会長ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、長時間にわたり、御審議いただきましてありがとうございます。おかげさまで本日の会議を無事終えることができました。

これで、水戸市緑化推進会議を閉会とさせていただきます。

本日はお疲れ様でございました。